

無電柱化に関する支援メニュー

令和6年10月版

※国土交通省内各局資料を国交省道路局がまとめたものである。

目次

無電柱化補助制度の位置づけ

番号	制度名	該当 ページ	国土交通省の所管局				補助等対象者			無電柱化の事業手法			
			道路局	都市局	住宅局	観光庁	自治体	開発 事業者	電線 管理者	電線 共同溝 方式	単独 地中化 方式	要請者 負担 方式	自治体 管路 方式
1	無電柱化推進計画事業補助	2	○	○			○			○		○	
2	無電柱化まちづくり促進事業	3		○			○	○				○	○
3-1	都市再生整備計画事業	4		○			○	○		○		○	○
3-2	都市構造再編集中支援事業	5		○			○	○		○		○	○
3-3	まちなかウォークブル推進事業	6		○			○	○		○		○	○
4	都市再生区画整理事業	7		○			○	○		○		○	○
5	街なみ環境整備事業	8			○		○	○		○		○	○
6	観光地域振興無電柱化推進事業	9				○	○		○	○	○		
7	住宅市街地総合整備事業	10			○		○	○		○		○	○
8	密集市街地総合防災事業	11			○		○	○		○		○	○
9	無利子融資（電線敷設工事資金貸付金）	12	○							○	○		
10	固定資産税の特例措置	13	○							○	○	○	
11	無電柱化に伴う占用料の減免措置	14	○							○	○	○	

1. 無電柱化推進計画事業補助制度

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html

<https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001480837.pdf>

担当課：道路局環境安全・防災課

補助率：5.5 / 10

- 「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和2年度に創設。

補助対象者

- ・ 無電柱化推進計画事業を行う地方公共団体又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体

事業要件

- ・ 以下のいずれの条件にも該当する事業
 - ① 「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業※1
 - ② 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業※2

※1 道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に行う無電柱化推進計画事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。）は除く。 ※2

※2 令和4年度末時点において本補助制度にて補助している事業は除く。

補助率

- 現行法令に規定する補助率

- ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築

・・・5.5 / 10

（これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能）

※沖縄県の区域内の地方公共団体に対しては、社会資本整備総合交付金と同様、沖縄振興特別措置法施行令に基づく補助率を適用

事業のイメージ

緊急輸送道路等の防災性の向上



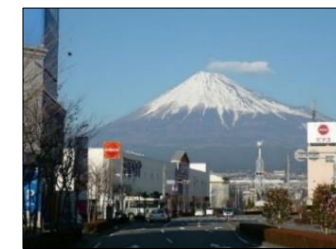
整備前



整備後



良好な景観の形成



その他

PFI手法を活用する場合の国庫債務負担行為の年限は、PFI法に基づき30箇年以内

2. 無電柱化まちづくり促進事業

担当課：都市局 市街地整備課

補助率：1 / 2

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html

<https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001480834.pdf>

- 市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、令和4年度政府予算案において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業「無電柱化まちづくり促進事業」を創設。
- 市街地開発事業等における無電柱化のうち、電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化について、地方公共団体が実施又は助成するものを対象に、国が財政支援を行う。
- 今後、各地方公共団体が本事業を活用して市街地開発事業等における無電柱化に係る助成制度の創設等に取り組むことも想定。

制度の目的

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援制度を創設し、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）
※間接交付の場合、上記の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3）を超えない額

国費率

1 / 2

交付対象

地方公共団体

(参考) 生活道路における無電柱化のイメージ



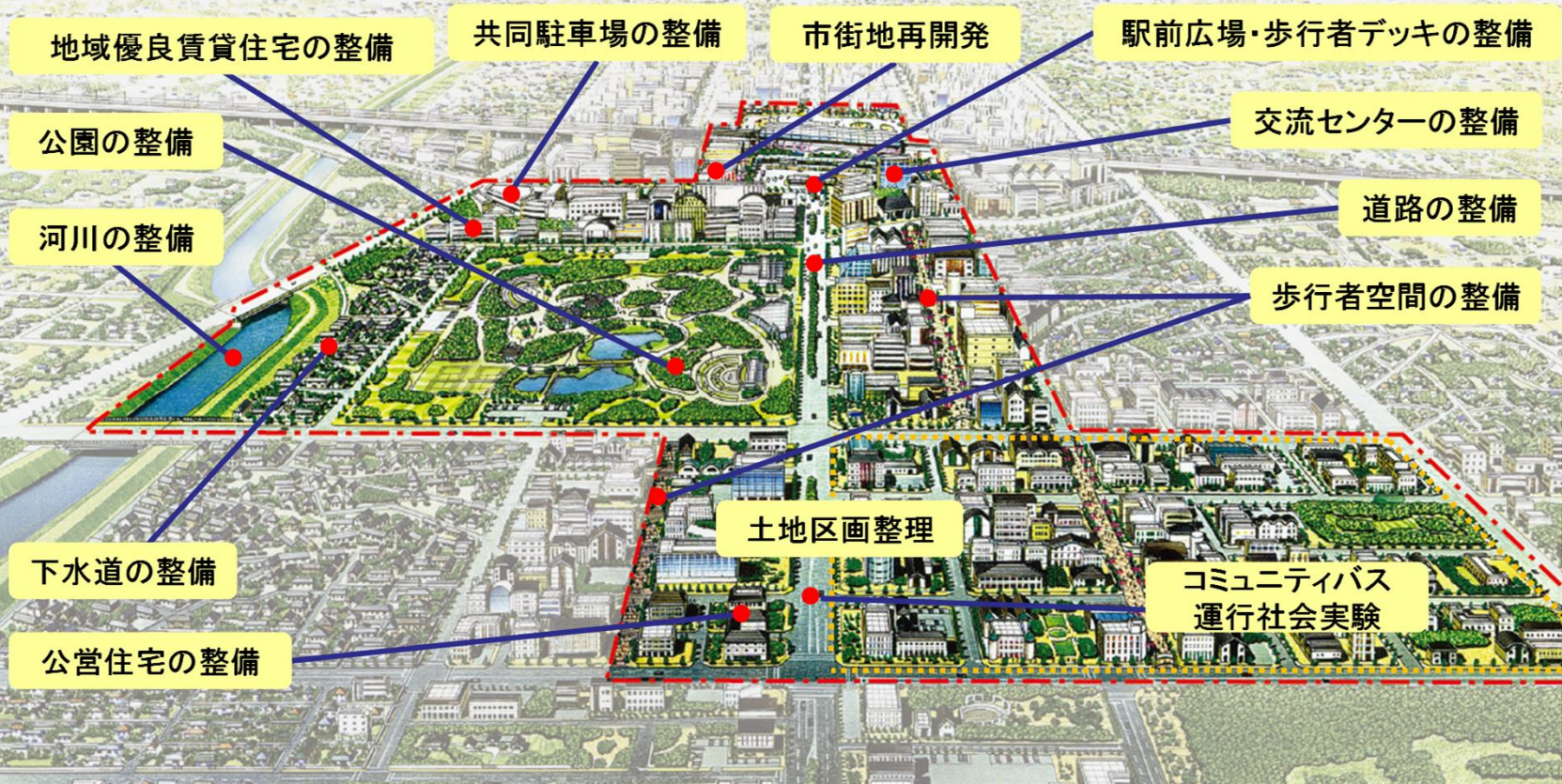
3-1. 都市再生整備計画事業

担当課：都市局 市街地整備課

参考URL：
https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359521.pdf>

補助率：40%（国の重要施策に適合する場合 45%）

- 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。
- 対象事業は道路・公園・河川等に加え、高質空間形成施設の整備として電線類地下埋設施設の整備※1、電柱電線類移設※2も補助対象。
- 国費率は40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては45%）。



※1 宅区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占有物件となる電線類の地下埋設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。）

※2 宅区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占有物件となる電柱電線類の移設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。）（都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であるものに限る）

3-2. 都市構造再編集中支援事業

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf>

担当課：都市局 市街地整備課

補助率：都市機能誘導区域内、地域生活拠点内 1 / 2
居住誘導区域内等 4 5 %

- 立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対して集中的な支援を行う。
- 対象事業は、道路・公園・河川等に加え、高質空間形成施設の整備として電線類地下埋設施設の整備※1、電柱電線類移設※2も補助対象。
- 国費率は1/2(都市機能誘導区域内、居住誘導区域内※3)。

※1 宅区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの(電力管理者が負担する費用を除く。)

※2 宅区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電柱電線類の移設であるもの(電力管理者が負担する費用を除く。)(都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であるものに限る)

※3 居住誘導区域内の国費率は45%



3-3. まちなかウォークブル推進事業

担当課：都市局 街路交通施設課

補助率：1/2

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001521579.pdf>

- 車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。
- 事業主体は、市町村等（交付金）、都道府県・民間事業者等（補助金）であり、国費率は1/2。
- 施行地区は都市再生整備計画の区域内に定める滞在快適性等向上区域。
- 対象事業は、道路、公園、高質空間形成施設（都市構造再編集中支援事業の対象と同様）、その他、既存ストックの修復・改変、滞在環境の整備等。



出典) 国土交通省都市局まちづくり推進課、「『居心地が良く歩きたくなる』まちなかづくり支援制度（法律・税制・予算等）の概要」

4. 都市再生区画整理事業

担当課：都市局 市街地整備課

補助率：1/3 または 1/2

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000018.html

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001422667.pdf

- 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対する支援事業。
- 調査設計費や公共施設工事費等のほか、電線類地下埋設施設整備費を交付対象としており、無電柱化に対する支援も可能。
- 交付対象は地方公共団体（事業主体が組合等の場合は間接交付）、国費率は1/3または1/2。

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

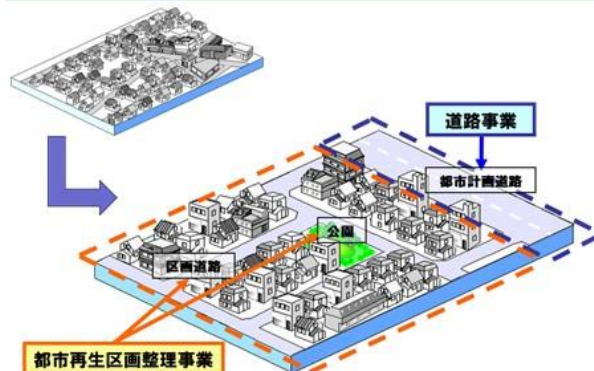
・交付対象：地方公共団体 ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要

都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2）
- (事業) 都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2）
（都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ）
- 被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2）
- 緊急防災空地整備事業（国費率1/2）

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業（都市基盤整備タイプ）

○施行地区要件（以下の全てを満たす地区）

- ・施行面積 × 指定容積率 / 100 ≥ 2.0 h a
- ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区（重点地区はDID内）
- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く）

【重点地区（国費率：1/2）】（上記の要件に加えて以下のいずれかを満たす地区）

- ・安全市街地形成重点地区（密集市街地の解消に資する事業等）
- ・拠点市街地形成重点地区（都市再生緊急整備地域等で行われる事業）
- ・歴史的風致維持向上重点地区（歴史まちづくり法の計画に基づく事業）
- ・都市機能誘導重点地区（立地適正化計画に基づく事業）

○交付対象費用

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費

○交付限度額の算定項目

事業により増加する公共用地費相当額×2/3

- + 公共施設整備費（移転補償含む）
- + 立体換地建築物工事費
- + 都心居住建築物、公益施設、誘導施設、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上的建築物の移転補償費
- + 電線類地下埋設施設整備費
- + 公開空地整備費
- + 防災関連施設整備費
- + 浸水対策施設整備費
- + 浸水対策整地費
- + エリアマネジメント活動拠点施設整備費

5. 街なみ環境整備事業

担当課：住宅局 市街地建築課
市街地住宅整備室

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf>

補助率：1 / 2

- 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業。
- 市町村等が「街なみ環境整備方針」を策定し、地区住民は「まちづくり協定」を締結し、市町村等が「街なみ環境整備事業計画」を策定。
- 協定、計画に基づいて市町村等や地区住民が行う地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等に対して支援。
- 街なみ環境整備事業として市町村が行う電線類地中化等に関しては事業費の1/2を補助。

協議会の活動の助成

[補助率:事業費の1/2]

- 勉強会、見学会、資料収集等

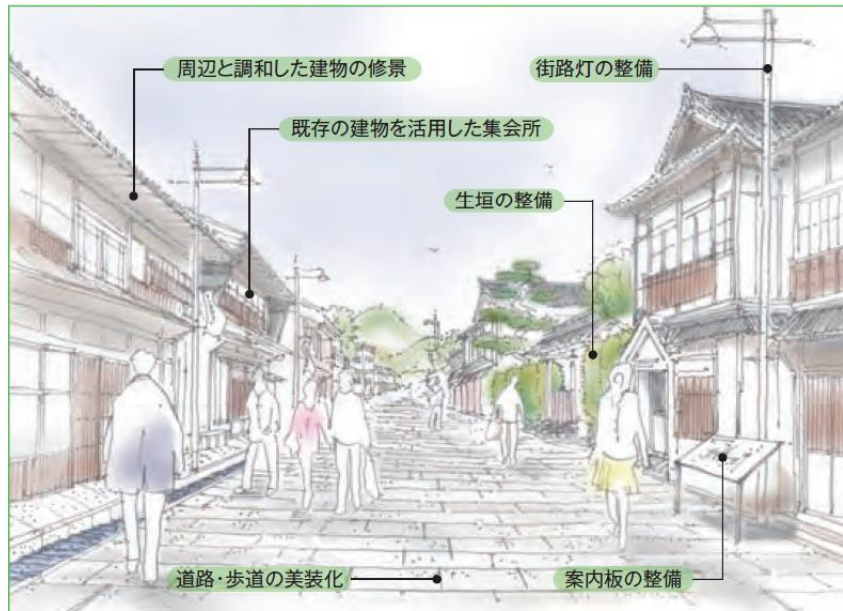
空家住宅等の除却

[補助率:事業費の1/2]

街なみ景観整備の助成

[補助率:事業費の1/2、1/3]

- 住宅等の修景
(外観の修景の整備)
- 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用
(修理、移設、買取等)



地区内の公共施設の整備

[補助率:事業費の1/2]

- 道路・公園等の整備
- 生活環境施設の整備
(集会所、地区の景観形成のために設置する非営利的施設等)
- 公共施設の修景
(道路の美装化、街路灯整備等)
- 電線地中化等

出典) 国土交通省住宅局、「街なみ環境整備事業パンフレット」

6. 観光地域振興無電柱化推進事業

担当課：道路局 環境安全・防災課（事業の執行について）
観光庁 外客受入担当参事官室（観光振興事業費補助金の制度・予算について）

補助率：1 / 2

- 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化を支援
- 令和6年度より、観光地における共同管路方式による無電柱化を対象に追加

事業スキーム

【補助対象地域(地理的要件)】

- ・世界遺産周辺地域
- ・重要伝統的建造物群保存地区
- ・歴史まちづくり法重点地区
- ・その他、無電柱化による観光振興の効果が高いと認められる地域

[整備箇所の例(佐賀県鹿島市)]



【補助対象経費】

- ・単独地中化方式等、共同管路方式により無電柱化に要する経費
- ・無電柱化に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用(※)

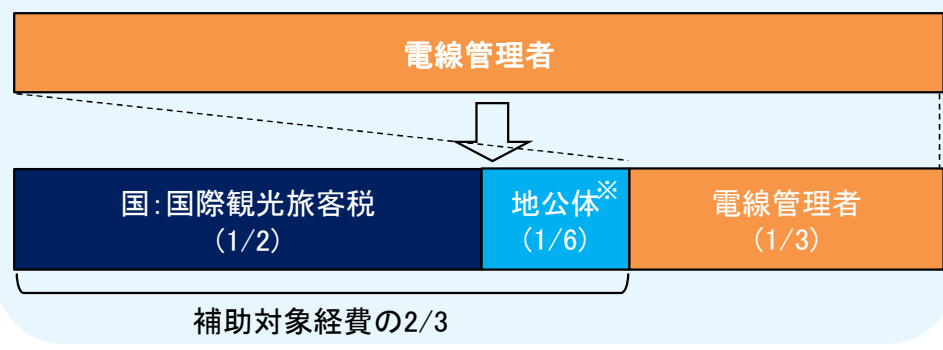
- (※)
- ・地上機器へのWi-Fi設備による観光情報の提供
 - ・地上機器を活用した観光案内(地図など)の明示
 - ・無電柱化後の歩道復旧の際に周辺の道路に調和した舗装の美装化
 - ・無電柱化と併せて、道路照明等の美装化や街路樹を整備

【補助割合等】

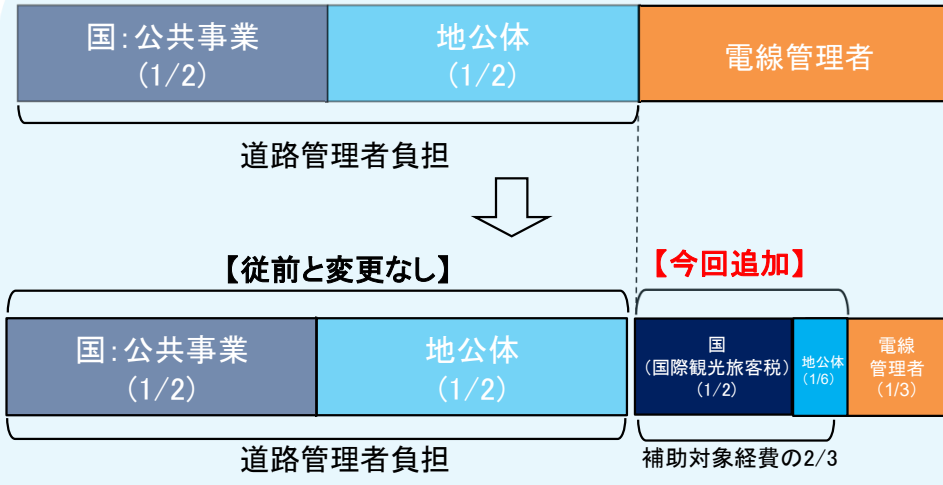
- ・国→地方公共団体(補助対象事業者)→電線管理者(間接補助事業者)
- ・国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助
補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助事業者に補助

支援イメージ

■ 単独地中化方式等



■ 共同管路方式



- 【今回追加】
- ・電線管理者負担分の1/2を国（国際観光旅客税）が補助
 - ・電線管理者負担分の1/6を地公体が補助

7. 住宅市街地総合整備事業

担当課：住宅局 市街地建築課
市街地住宅整備室

補助率：1/3 または 1/2

参考URL：

- https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_00043.html
- <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478287.pdf>
- <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478308.pdf>

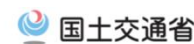
- 既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業。
- 各課題に対応した住宅市街地整備計画を策定し、これに基づき住宅等の建設、道路・公園等の公共施設の整備等について総合的に支援を行う事業であり、電線類の地下埋設についても支援の対象。

電線類の地下埋設にかかる費用も支援対象

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)



住宅市街地総合整備事業(拠点開発型、街なか居住再生型)



密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備
コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)
(交付率：1/2、1/3)

老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却
買収費、除却工事費、通称補償等
(交付率：1/2、1/3、2/5)

沿道建築物の不燃化
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等 (交付率：1/3)

共同・協調化建替
除却等、陸段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率：1/3)

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）
除却等、陸段や通路等の共同施設整備、空地整備等
(交付率：1/3)

防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除去し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う

事業後
防災施設建築物
受け皿住宅の確保
地区施設整備
個別利用区
一除却 土地への権利変換

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
(交付率：通常事業に準ずる)

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (交付率：1/3、1/2、2/3)

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点開発を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)

空き家等の活用
・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く）、移転、増築、改築等

良質な住宅の供給

拠点開発地区における良質な住宅の供給

市街地住宅等整備事業
調査設計計画、土地整備、共同施設整備
(交付率：1/3)

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備
関連公共施設整備
(交付率：通常事業に準ずる)

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備
都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (交付率：1/3、1/2)

電線類の地下埋設にかかる費用も支援対象

8. 密集市街地総合防災事業

担当課：住宅局 市街地建築課
市街地住宅整備室

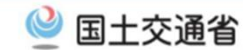
参考URL：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478253.pdf>

補助率： 1 / 2 または 1 / 3

■ 高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備など、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進。

密集市街地総合防災事業（平成27年度創設）



高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備など、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進する。

事業要件

- ・複数の主体（地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災組織等）が連携する協議会有ること
- ・区域に係る整備計画を策定すること 等

対象事業

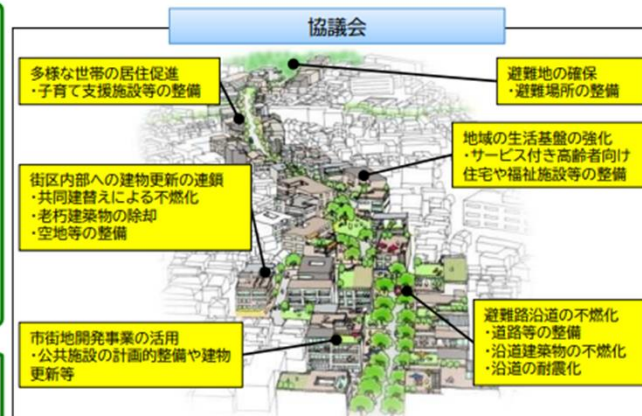
- 住宅戸数密度が一定以上等の要件を満たす密集市街地において、整備計画に基づき行われる、以下の事業
- ① 社会資本整備総合交付金の基幹事業等の交付対象となる事業（補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。）
住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、狭あい道路整備等促進事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園・緑地等事業
 - ② 以下の補助事業（民間事業者等に対する直接補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。）
防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウエルネス住宅等推進事業
 - ③ 総合防災促進事業

補助率

- ① 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
 - ② 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
 - ③ 地方公共団体：国1/2
それ以外：国1/3、地方1/3
※整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。
- 以下の事項は、従来の事業（国1/3、地方1/3）よりも高い補助率を適用
- 地区公共施設整備：国1/2、地方1/2
※民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。
 - 住宅・建築物の共同施設整備：国2/3、地方1/3

事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等



9. 電線敷設工事資金貸付金

担当課：道路局 環境安全・防災課

無利子融資

参考URL：

<https://www.road.or.jp/event/pdf/20210824-1.pdf>

- 緊急輸送路など、防災上重要な経路を構成する道路の区間において電線の地中化を図るための電線共同溝の整備に伴う電線管理者の財務負担に配慮し、国と地方公共団体が無利子で資金の貸付けを実施。

【制度の概要】

○貸付対象者：電線管理者
(電気事業者、通信事業者、CATV事業者等)

○貸付対象：電線共同溝整備に伴う地上機器・電線等

※電線管理者が敷設工事(貸付対象)に要する費用の一部を、地方公共団体が電線管理者に無利子で貸付け

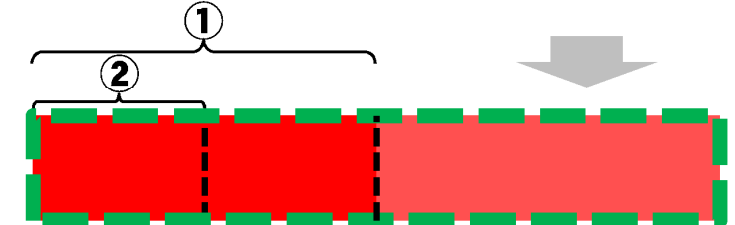
↓

地方公共団体が無利子で貸し付ける金額の一部を、国が地方公共団体に貸付け

○償還方法：20年以内(うち5年以内据置)
均等半年賦償還

○対象道路：道路法第37条の占用制限の告示がされている道路
および利便増進道路

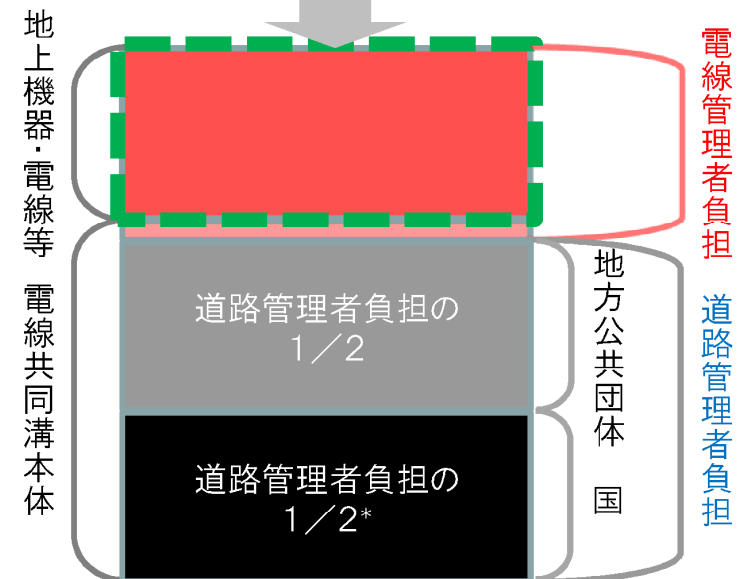
電線管理者が敷設工事に要する費用



① 地方公共団体が電線管理者に無利子貸付(貸付対象金額の1/2以内)

② 国が地方公共団体に無利子貸付(地方公共団体が無利子貸付する額の1/2以内)

貸付対象



*現在の交付金では5.5/10等

10. 固定資産税の特例措置

担当課：道路局 路政課

固定資産税の軽減

参考URL：

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_17.html

<https://www.road.or.jp/event/pdf/20210824-1.pdf>

- 無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置が平成28年4月1日に施行。
- この特例措置は、平成28年度～30年度を対象とするものであったが、平成30年12月に改正され、防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を拡充・延長。
- さらに、令和3年12月には、令和2年6月の電気事業法改正等を踏まえ、対象事業者に配電事業者が追加されるとともに、特例措置の期間が令和7年3月31日まで延長。

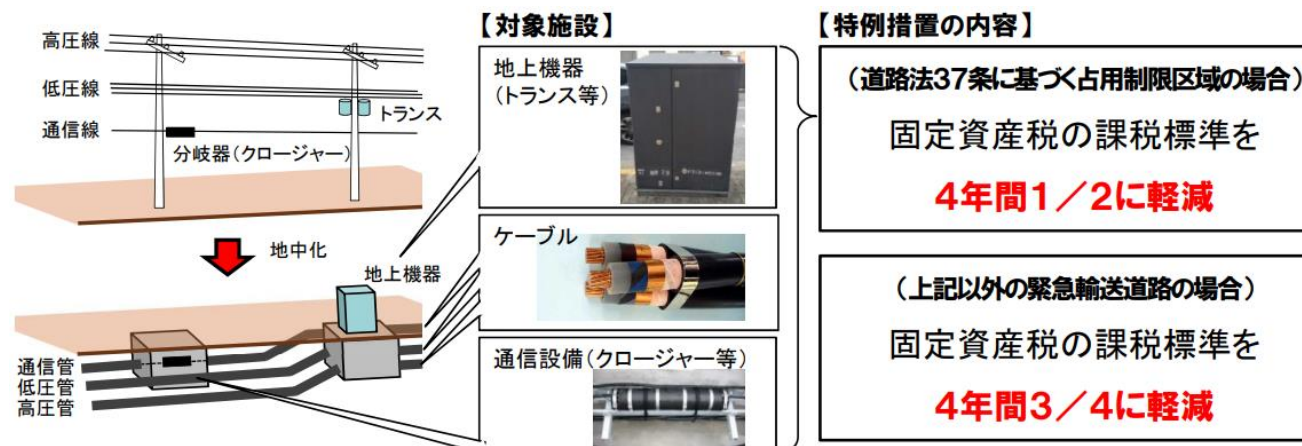
令和4年度 国土交通省税制改正概要（令和3年12月）

特例措置の内容

- 電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等にかかる固定資産税を軽減する。
- 対象道路：緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連道路、通学路等）
- 特例措置の内容
 - ①電柱の占用を禁止又は制限している道路 ⇒ 課税標準を4年間1/2に軽減
 - ②上記以外の緊急輸送道路 ⇒ 課税標準を4年間3/4に軽減

結果

- 電気事業法改正に伴い、対象事業者に配電事業者を追加する。
- 現行の措置を3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）延長する。



1.1. 無電柱化に伴う占用料の減額措置

担当課：道路局 路政課

占用料の減免

参考URL：
<https://www.road.or.jp/event/pdf/20210824-1.pdf>

- 直轄国道については、「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第6号）において、地中に埋設した電線類や地上機器等について、占用料の減額ができることが規定（さらに、令和2年度から単独地中化に係る占用料は徴収しないことが規定）。
- 地方道においても、各地方公共団体注において、架空の電線類を道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて設置する電線類、管路、マンホール、ハンドホール等について、占用料の減額を取り決め。

注 例えば、東京都「東京都道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準」、横浜市「横浜市道路占用料減免取扱要領」、浜松市「浜松市道路占用料等徴収取扱要綱」など

赤色着色設備が減免対象

減免対象	占用料
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 単独地中化 管路・変圧器等地上機器（柱状型機器含む）とも 政令額の1/9 →徴収しない(R2年度～) ■ 電線共同溝 電線：政令額の8/10 変圧器等地上機器（柱状型機器含む）：政令額の1/9

(注) 管路・電線・変圧器等地上機器の設置時期にかかわらず減免措置を実施